

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本契約は、G-クレジット制度を円滑に運用するため、「G-クレジット制度運営事務局」の設置・運営に係る業務を委託するものであり、以下の知見等を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G-クレジット制度に精通し、制度に関する質問や各種申請に対して迅速かつ正確に対応できること。 ・森林・林業全般に精通していることに加え、県内各地域の森林・林業の特性を把握し、プロジェクト登録や変更に際し、申請者の実状に応じて、申請内容等にかかる適切な助言ができること。 ・森林由来のカーボン・クレジット制度について十分な知見を有し、J-クレジット制度の改定に伴う影響などG-クレジット制度との比較検証が迅速に行えること。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県森林組合連合会は、森林・林業全般に精通していることに加え、県内各地域の森林・林業の特性を把握している唯一の者であり、県内全域において業務を通じ以下の経験を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業に関する様々な調査・コンサルティング業務、森林組合等へ森林・林業についての指導及び助言を行っている。 ・岐阜県地域森林監理士や森林総合監理士など森林・林業に関する資格を持つ職員が複数名所属しており、県内の森林・林業に精通し、申請者の実状に合わせた指導及び助言に十分な経験を有する。 ・J-クレジット制度の前身であるJ-VER制度において、自らクレジットを取得し販売に取り組んでおり、森林由来のカーボン・クレジット制度を熟知している。 <p>以上、全てを満たす者は、岐阜県森林組合連合会において他にない。</p> <p>なお、岐阜県森林組合連合会は、令和5年度からG-クレジット制度運営事務局を運営し、相談対応や計画書の作成支援などの業務を適正に遂行している。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。